3　電子資格確認及び被保険者等記号・番号等の告知制限等に関する事項

㈠　電子資格確認に関する事項

(1)　この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする者が、保険者に対し、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報の照会を行い、情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいうこととした。（第三条第一三項関係）

(2)　療養の給付等を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法により、被保険者等であることの確認を受け、当該給付等を受けることとした。（第六三条第三項、第八五条第一項、第八五条の二第一項、第八六条第一項及び第八八条第三項関係）

(3)　国、全国健康保険協会及び健康保険組合並びに保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力することとした。（第二〇五条の五関係）

㈡　被保険者等記号・番号等の告知制限等に関する事項

(1)　厚生労働大臣、保険者、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者等記号・番号等を利用する者として厚生労働省令で定める者（(2)において「厚生労働大臣等」という。）は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならないこととした。（第一九四条の二第一項関係）

(2)　厚生労働大臣等以外の者は、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならないこととした。（第一九四条の二第二項関係）

二　高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正関係

1　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事項

㈠　後期高齢者医療広域連合は、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、高齢者保健事業を効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）との連携の下に、市町村が実施する国民健康保険法の規定による国民健康保険保健事業（㈣において単に「国民健康保険保健事業」という。）及び介護保険法の規定による地域支援事業（㈣において単に「地域支援事業」という。）と一体的に実施することとした。（第一二五条第三項関係）

㈡　後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たっては、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業が推進されるよう、地方自治法に規定する広域計画に、後期高齢者医療広域連合における市町村との連携に関する事項を定めるよう努めなければならないこととした。（第一二五条第四項関係）

㈢　厚生労働大臣は、高齢者保健事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため公表する指針において、高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合と市町村との連携に関する事項等を定めることとした。（第一二五条第七項関係）

㈣　後期高齢者医療広域連合は、当該後期高齢者医療広域連合の広域計画に基づき、高齢者保健事業の一部について、加入する市町村に対し、その実施を委託することができることとし、当該委託を受けた市町村は、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、その実施に関し、国民健康保険保健事業及び地域支援事業との一体的な実施の在り方を含む基本的な方針を定めることとした。この場合において、後期高齢者医療広域連合は、当該委託を受けた市町村に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲において、自らが保有する被保険者に係る療養に関する情報又は健康診査若しくは保健指導に関する記録の写しその他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができることとした。（第一二五条の二第一項関係）

㈤　後期高齢者医療広域連合は、被保険者ごとの身体的、精神的及び社会的な状態の整理及び分析を行い、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、必要があると認めるときは、市町村及び他の後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る医療及び介護に関する情報等その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができることとした。（第一二五条の三第一項関係）

㈥　市町村は、㈣の規定により高齢者保健事業の委託を受けた場合であって、被保険者ごとの身体的、精神的及び社会的な状態の整理及び分析を行い、被保険者に対する当該事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、必要があると認めるときは、他の市町村及び後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る医療及び介護に関する情報等その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができることとし、自らが保有する当該被保険者に係る医療及び介護に関する情報等と併せて活用することができることとした。（第一二五条の三第二項及び第四項関係）

㈦　㈤及び㈥の規定により、情報等の提供を求められた市町村及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該情報等を提供しなければならないこととした。（第一二五条の三第三項関係）

㈧　国民健康保険団体連合会及び指定法人は、後期高齢者医療の運営の安定化を図るため、高齢者保健事業等に関する調査研究及び高齢者保健事業等の実施に係る後期高齢者医療広域連合間（後期高齢者医療広域連合と当該後期高齢者医療広域連合から高齢者保健事業の委託を受けた市町村との間及び当該委託を受けた市町村間を含む。）の連絡調整を行うとともに、高齢者保健事業等に関し、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供、高齢者保健事業等の実施状況の分析及び評価その他の必要な援助を行うよう努めなければならないこととした。（第一三一条関係）

2　賦課決定の期間制限に関する事項

保険料の賦課決定の期間制限について、四の1に準じた改正を行うこととした。（第一六〇条の二第二項関係）

3　医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設に関する事項

医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設について、一の2に準じた改正を行うこととした。（第一六条の二～第一六条の八、第一六七条の二及び第一六八条第三項関係）

4　電子資格確認及び被保険者番号等の告知制限等に関する事項

電子資格確認及び被保険者番号等の告知制限等について、一の3に準じた改正を行うこととした。（第六四条第三項、第七七条第二項、第七八条第三項、第八二条第四項、第一六一条の二及び第一六五条の三関係）